平成２５年９月定例会

請願・陳情文書表

鳥　取　県　議　会

目　　次

請　願　の　部

請　願　一　覧　表……1

総務教育常任委員会……5

福祉生活病院常任委員会……7

陳　情　の　部

陳　情　一　覧　表……9

総務教育常任委員会……１５

福祉生活病院常任委員会……１９

地域振興県土警察常任委員会……２１

請　願　一　覧　表

総務教育常任委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
総 ２５年－　２０ （25. 9. 9）	総務	消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する意見書の提出について	日本海新聞を発展させる会 外	

請　願　一　覧　表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所　管	件　名	提　出　者	備　考
福 ２５年ー　１６ （25.　8.30）	福祉保健	年金2.5%削減の中止を求める意見書の提出について	全日本年金者組合鳥取県本部	

請願一覧表

総務教育常任委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者及び紹介議員	審査結果
25年－20 (25. 9. 9)	総務	**消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用に関する意見書の提出について** **▶理由** 私たち新聞販売店は、民主主義の健全な発展と国民生活の向上に向け、「国民の知的インフラ」としての新聞を毎朝、読者に確実に届ける業務に誇りを持って取り組むとともに、社会的責務を自覚し、子どもや高齢者らへの見守り活動など安心・安全な地域づくりに努めている。 今日、わが国は諸外国との競争が厳しさを増し、地方はかつてない過疎・高齢化に直面している。活字離れによるリテラシー（読み書き能力、教養・常識）の低下も深刻な問題となっている。国際競争に打ち勝ち、地域を活性化し、リテラシーを高めるには、国内外の広範なニュースや多様な評論・意見を手軽に知り、考え、行動できる生活環境が欠かせない。特に地方においては、行政サービスや議会の動き、住民団体の取り組み、地域課題の発掘・検証などの面において新聞が住民との重要なパイプ役を果たしており、地方のあり方が転換期を迎えている中、その役割は増してくるものと確信している。 しかしながら、政府は来年以降、消費増税の引き上げを予定している。景気回復の実感が伴わず、国民の所得が増えない状況において、課税強化で購読料負担が増せば、経済的理由で新聞を読めなくなる人が増加する懸念がある。民主主義の主役は地域住民である。住民がこれからも知識を得、的確な判断、行動をとって「国のちから」「地方のちから」を向上させるためにも、新聞を手軽に読み続けることができるよう、消費税の複数税率導入と新聞への軽減税率適用を強く要望する。 **▶要旨** 欧州の大半の先進国は新聞などを「民主主義の公共材」と位	日本海新聞を発展させる会 外５団体 （紹介議員） 山口　享 稲田寿久 藤縄喜和 藤井省三	

		置付け、「知識に課税せず」を基本にゼロ税率や軽減税率を適用して、国民の知る権利に応えている。日本が世界に誇る個別宅配制度を維持し、国民が気軽に新聞を読める社会が続くよう、消費増税にあわせて複数税率の導入と新聞への軽減税率の適用を強く願い、国に意見書を提出していただきたい。		

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者及び紹介議員	審査結果
25年－16 (25. 8.30)	福祉保健	**年金2.5%削減の中止を求める意見書の提出について** **▶請願趣旨** 「年金 2.5 %削減法案」（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案）は、昨年末の第181臨時国会で可決された。解散含みの慌ただしい雰囲気の中で、衆参合わせてわずか5時間の審議で強行的に採決されたものである。高齢者の切実な願いが、いとも簡単に踏みつけられた思いを消すことができない。 同法は、2.5 %削減を実施するだけでなく、デフレ下でのマクロ経済スライドの発動、さらには受給開始年齢のさらなる引き上げにつながるものであり、私たちはどうしても認めることはできない。 年金 2.5 %削減の口実とされた「特例措置」は、「現下の社会情勢に鑑み」（特例法）、つまり高齢者の生活と経済へ配慮して行われた措置である。当時と比べて高齢者の生活が豊かになっただろうか。経済の状況は良くなっただろうか。実態はどちらもより深刻になっており、「特例措置」を解消できる理由はない。 年金は、その後（2000 年度～ 2012 年度）2.2 %も減額されている。医療・介護保険料は改定のたびに引き上げられ、年金にかかる税金も大幅に引き上げられている。とくに低所得者は、住民税非課税措置の廃止によって、「低所得者」としての配慮措置をはずされた。ひとり暮らし女性高齢者の生活はとりわけ深刻である。年金引き下げは、消費税とも重なり無年金・低年金高齢者の生存を危うくするものである。 政府は、年金引き下げの理由として「世代間の格差是正」ということを強調している。しかし、すでに高齢者にとって痛みとなる年金引き下げが行われている上に、「世代間の格差是正」という理由だけで、さらに年金を削ってよいものだろうか。公	全日本年金者組合鳥取県本部 （紹介議員） 市谷知子 錦織陽子	

		的年金の最大の使命は「高齢者に、生活の柱になるだけの水準の収入をいかに保証するか」ということにあるのであり、「世代間の格差是正」というのは、その使命を果たした上で論じられるべきことである。 　年金財政を支える最大の保障は経済成長である。ところが、構造改革のもと、賃金を引き下げ、社会保障を切り下げて国内消費を冷え込ませた結果、日本経済は長期にわたり成長を停めている。消費税を増税した上、1.3 兆円もの年金引き下げは、内需をますます冷え込ませる。年金収入の割合が高い地方経済への打撃はとくに大きく、地方自治体の税収は深刻な影響を受ける。 　「2.5 %削減」の実施が目前に迫っている。しかし私たちは、最後まで黙っているわけにはいかない。高齢者の命が、現役世代の将来がかかっているからである。 **▶請願事項** 下記事項に関する意見書を国に提出されるよう請願する。 1、2013 年 10 月からの年金 2.5 %削減を中止すること。		

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
総 ２５年－　１５ （25.8.26）	総務	消費税増税の凍結を求める意見書の提出について	鳥取県消費税廃止各界連絡会	
総 ２５年－　１８ （25.9.5）	総務	「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期実現を求める意見書の提出について	「支援法」に基づく施策の早期実現を求める会	
総 ２５年－　１９ （25.9.6）	未来づくり推進	麻生副総理に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出について	憲法改悪反対鳥取県共同センター	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
福 ２５年－　１４ （25. 8. 21）	福祉保健	アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書の提出について	ＮＰＯ法人　鳥取県断酒会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
地 ２５年－　１７ （25. 9. 2）	地域振興	私学助成の充実強化等に関する意見書の提出について	一般社団法人　鳥取県私立学校協会	
地 ２５年－　２１ （25. 9. 11）	地域振興	鳥取県私学審議会のあり方について	一般社団法人　鳥取県私立学校協会 外	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
25年－15 (25. 8. 26)	総務	**消費税増税の凍結を求める意見書の提出について** **▶陳情趣旨** 最近のマスコミ報道によると株高となり景気が上向きつつあるといわれているが、「実感できない」国民は81.9％（4月21日共同通信調べ）で、反対に円安により、ガソリン・電気・ガスや食料品等が値上りし、庶民生活はいっそう厳しさを増している状況である。 そのため、各種世論調査では、依然5割を超える国民が消費税増税に反対している。 消費税増税によって消費・景気が後退し、消費税を転嫁できない広範な中小企業・自営商工業者・農民・漁民に大打撃を与え、国民の生活が疲弊し、果たして税収全体が増えるのか、財政再建できるのかと、疑問の声が上がっている。また、地方公共団体の支出も増え、財政にも打撃を与えると危惧されている。 東日本大震災・福島原発事故の地からも、消費税増税は困るとの声が強まっている。 安倍政権は来年4月からの消費税率8％実施を、景気動向をみて本年 10 月に決定するとしているが、前記のような現下の経済情勢では増税できるものではないと私たちは考えている。 **▶陳情項目** 以上のことから、貴議会が政府に対し、地方自治法第 99 条の規定により、消費税増税凍結を求める意見書を提出されるよう陳情する。 一、貴議会が政府に対し、2014 年4月からの消費税増税凍結を求める意見書を提出すること。	鳥取県消費税廃止各界連絡会	

25年－18 (25. 9. 5)	総　　務	**「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期実現を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 昨年6月 21 日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」）が全会一致で可決、成立した。すべての政党から発議者が出て議員立法として成立した初めての法律である。 この法律では、原発事故による被災者への幅広い支援策を、国の責務において推進することを定めている。具体的には、人々が支援対象地域に居住し続ける場合も、他の地域へ移動したり、移動前の地域へ帰還したりする場合も、いずれも被災者自身の選択する権利を尊重し支援することとされている。さらに、胎児を含む子どもの健康影響の未然防止や放射線の影響を調査する健康診断の必要性、被ばくによる疾病への医療費減免などが盛り込まれ、なおかつ、被ばくと疾病との因果関係の立証責任は、被災者が負わないとされている。このように内容的にも画期的な法律が、国会議員自ら被災者の声に耳を傾け、超党派で成立にこぎつけたことは、将来に不安を抱く被災者にとって希望の灯となった。 しかしながら、成立から1年以上経過した現在も、基本方針は決まっておらず、法律に基づいた施策は進んでいない。この法律の理念・枠組みを具体化すべく、国が支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などに取りくむことが必要である。 鳥取県においては、震災後早い時期から、被災地への直接的な支援と同時に、避難されてきた方々に対しても、生活支援金支給・住居の提供・子どもたちの教育および健康に対する支援など丁寧な対応により、多くの被災者の支えになってきた。その後も、とっとり震災支援連絡協議会等のような団体と連携しながら、継続的な被災者受け入れや福島の子ども達の保養キャンプの支援など、自治体として積極的に関わってきた実績があ	「支援法」に基づく施策の早期実現を求める会	

		る。時が過ぎてもなお、将来への不安が解決されたとはいえない被災者の現状を思うとき、今後も必要な支援を講じるために、この法律に基づいた施策が早期に実現されることが求められる。 **▶陳情事項** 次の施策について早急に実現するよう国に意見書を提出すること。 1　原発事故子ども・被災者支援法の理念に基づく「基本方針」を策定し、各種の具体的施策の早期実現のために必要な予算措置を講じること。 2　地方自治体が行う関連施策に対して、国は必要な財政的支援を行うこと。 3　支援法に基づき、基本方針や具体的施策について各地での公聴会を開催するなど、被災者の意見を十分に聞き、それらを反映する措置をとること。		
25年－19 (25. 9. 6)	未来づくり推進	**麻生副総理に対し、副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 麻生副総理・財務大臣は7月29日、都内の講演で、「ドイツのワイマール憲法もいつの間にかナチス憲法に変わっていった。誰も気が付かなかった。あの手口に学んだらどうかね。」と発言した。麻生氏は内外から批判を受けると、「真意とは異なり誤解を招いた。ナチスの例は悪しき例として挙げたものであり、否定的に捉えていることは発言全体から明らか」と釈明した。しかし発言は、ナチスの手口に学ぶことをすすめていることは誰の目から見ても明らかである。 麻生氏の発言は、民主主義を否定したナチズムを肯定した許しがたい発言であり、国内外からの批判の声が沸き起こっている。 国際社会は第2次世界大戦後、日独伊が起こした戦争は不正不義の侵略戦争だと断罪し、その蛮行を繰り返させないこと	憲法改悪反対鳥取県共同センター	

		を土台に築かれて来た。日本の侵略戦争やナチスの蛮行を正当化することは戦後の国際社会を否定するものである。 　また現憲法を尊重擁護する義務を負う閣僚が、ナチズムの手口で憲法を変えようと扇動するなど許されないことである。 　日本に対する国際的信用を失墜させた麻生氏は、副総理・財務大臣の要職にふさわしくない。 　麻生氏の辞職を求めることが民主主義を守り国際的信頼を回復するために重要と考える。 **▶陳情項目** 　麻生副総理・財務大臣は７月 29 日の発言の責任をとって副総理及び財務大臣を辞任するよう求める意見書を、貴議会から安倍晋三内閣総理大臣並びに麻生太郎副総理・財務大臣に上げること。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
25年－14 (25. 8.21)	福祉保健	**アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書の提出について** **▶陳情の理由** アルコール飲料は、古くから国民生活の中に存在し、暮らしに潤いを与え、人間関係の円滑化を図るものとして親しまれてきた。 一方で、アルコール飲料の過度な摂取は、肝臓病等の臓器の疾患、生活習慣病、アルコール依存症等の原因となって本人の身体や精神を蝕むだけでなく、家族や社会にまで深刻な影響を及ぼしている。また、飲酒運転や暴力事件の誘因となり、社会問題化している。 国際的には、世界保健機関（WHO）が、平成22年に「アルコールの有害な使用を低減する世界戦略」を全会一致で採択し、「国が適切な行動をとれば、アルコールの有害な使用は低減できる」として、加盟国に施策の推進を求めており、世界の他の国々では次々と対策が打ち出されている。 しかし、我が国では、アルコールによる心身の健康障害や、アルコールに関連して生じる暴力、飲酒運転等の問題が、個人だけでなくその家族、社会に取り返しがつかない損害を与える危険性が高い喫緊の課題であるにも関わらず、総合的な施策を定めた法律がないなど、十分な対策が講じられていないのが現状であり、非常に遅れている。 以上の理由から、貴議会におかれては、アルコールに係るこれらの問題についての対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に資するため、「アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書」を国に提出されるよう要望する。 **▶陳情の要旨** 国に対し、「アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書」を提出すること。	ＮＰＯ法人　鳥取県断酒会	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
25年－17 (25. 9. 2)	地域振興	**私学助成の充実強化等に関する意見書の提出について** **▶陳情理由** 本県の私立高等学校等（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、各々建学の精神に基づき、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の発展に寄与している。 しかしながら、私立学校が、時代や社会の要請に応じた新しい教育を実施するためには、これまで以上の経費を必要とするが、公立学校が高等学校まで無償化された中では、授業料の改定は甚だ難しい状況にある上、少子化の影響もあり、私立高等学校等の経営はいよいよ重大な局面を迎えていると言わざるを得ない。 公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にも応えうるものと考えられる。 そのためには、公立高等学校等に比べて遥かに財政的基盤の脆弱な私立高等学校等に対する助成措置の拡充が必要である。 このことは、各都道府県が所管する事項とはいうものの、我が国の将来の発展に密接不可分の関係にある国民の教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。 **▶陳情要旨** 現在、政府においては国と地方の役割を見直し、財政面での地方分権改革を推進中ではあるが、教育基本法第８条の「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、万難を排し私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、より一層の充実を図るため、国に対し意見書を提出されるようお願い申し上げる。	一般社団法人　鳥取県私立学校協会	

25年－21 (25. 9. 11)	地域振興	**鳥取県私学審議会のあり方について** **▶陳情内容** １．私学審議会の権限の明確化と強化 　私学審議会は「知事からの諮問に対して審議を行い、答申すること。」「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について知事に建議すること。」を役割として担っている。しかし、新設校認可にあたっては、設置基準に照らして法律上の問題の有無を厳密に検討する事にとどまっている。少子化が進行するなかで、今後の審議会のあり方として、近県あるいは全国の状況をも踏まえて、特に設置学科、定員等については県内私学の適正配置を考え判断したうえで、場合によっては学科と定員に制限を加え、知事に建議する必要があると考える。 　したがって、知事への建議すべき内容を具体化し、明確にすることで、審議会の権限を明確化、強化していただきたいと考える。 ２．知事認可権限の明確化と強化 　私立学校の認可権限者である県知事は、審議会の答申や建議を尊重し、新設校の設置、学科の開設、定員の決定等に県内私学の適正配置の観点から制限を加えることができるよう、認可権限を明確化・強化すべきと考える。 ３．審査基準の明確化と認可申請の時期、生徒募集開始時期等の明文化 　私学審議会において認可までのスケジュール及び審査基準は、必ずしも明確でない現状がある。担当課との事前相談から認可までのスケジュールを開校時期から逆設定し、「事前相談の時期」「初回私学審議会の情報提供はいつ行うか」「最低何回の審議を必要とするか」「認可申請中と明示できるのはいつの時点からか」「生徒募集はいつの時点から開始できるのか」等を明確化するとともに、審査基準を明確にする見直し検討を行っていただきたいと考える。	一般社団法人　鳥取県私立学校協会 外１団体	

		４．私学審議会委員の専門性の担保 　現在、鳥取県私学審議会委員には各界の専門性をもった委員が選考されている。しかし、私学代表以外の委員の方々が必ずしも私学行政、私学教育の問題点等に明るいとは考えられない。研修もない現状から各委員独自の研修に任されている状況である。少子化が急速に進行している現在、私学をとりまく諸問題は、単県のみでの判断では十分とはいえず、広い視野からの審議を必要としていると考える。したがって、私学審議会委員の研修の機会を設けたり、私学関係者からの意見を聴取する機会を設けていただき、より専門性のある委員として審議、検討していただきたいと考える。 **▶陳情趣旨** 　島根県において学校法人慈慶学園出雲医療看護専門学校認可に際し、私学審議会のあり方が問題となり、新たな私学審議会のあり方が検討され、改正案が作成されており、今年９月の島根県議会に諮られようとしている。 　また現在、学校法人慈慶学園が鳥取県に同規模の鳥取医療看護専門学校を開校しようとしている。 　この際、島根県で起きた認可に関わる問題が鳥取県でも起きないように、鳥取県私学審議会のあり方を再検討して頂くよう４点を陳情する。 １．私学審議会の権限の明確化と強化 ２．知事認可権限の明確化と強化 ３．審査基準の明確化と認可申請の時期、生徒募集開始時期等の明文化 ４．私学審議会委員の専門性の担保		